

りすの訪問看護リハビリステーション運営規程 【訪問看護・介護予防訪問看護】

(事業の目的)

第1条 定着採用株式会社が開設する、りすの訪問看護リハビリステーション(以下「事業所」という。)が行う指定訪問看護及び介護予防訪問看護の事業(以下「訪問看護」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下「看護職員等」という。)が、要介護状態(介護予防にあつては要支援状態)であり、主治の医師が必要と認めた高齢者に対し、適正な事業の提供を目的とする。

(運営の方針)

第2条 訪問看護の提供に当たり、事業所の看護職員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

2 事業所は指定介護予防訪問看護の提供に当たり、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、生活機能の維持又は向上を図る。

3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努める。

4 事業所は事業の運営に当たって、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努める。

5 指定訪問看護のサービス提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業所へ情報提供を行うものとする。

6 前5項の他に、神奈川県が条例で定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業の運営)

第3条 訪問看護の提供に当たっては、事業所の看護職員等によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第4条 訪問看護を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

(1)名称 りすの訪問看護リハビリステーション

(2)所在地 神奈川県藤沢市辻堂2-10-20サンライズ湘南Ⅱ101号室

(従業員の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所における従業員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1)管理者 看護師1名(常勤・看護職員兼務)

管理者は、主治医の指示に基づき適切な訪問看護が行われるよう必要な管理及び従業員の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業員に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。

(2)看護職員 保健師、看護師又は准看護師:常勤換算2.5名以上(常勤兼務1名以上)
主治医の指示書と訪問看護計画書に基づき訪問看護を実施し、実施事項等を訪問看護報告書として作成する。

(3)理学療法士、作業療法士、言語聴覚士は必要に応じて雇用し、訪問看護(在宅におけるリハビリテーション)を担当する。

(営業日及び営業時間等)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

(1)営業日:月曜日から金曜日までとする。ただし祝日、12月31日から1月3日は営業しない。

(2)営業時間:午前8時30分から午後5時半まで(サービス提供時間は、午前9時から午後5時まで)

(3)上記の営業日、営業時間のほかに、常時24時間、利用者やその家族からの電話等による連絡体制を整備する。

(指定(介護予防)訪問看護の提供方法)

第7条 指定(介護予防)訪問看護の提供方法は、次のとおりとする。

- (1)利用者が主治医に申し込み、主治医が交付した訪問看護指示書により、看護師等が利用者を訪問してアセスメント及び利用者の意思に沿って訪問看護計画書を作成し、利用者に提供し訪問看護を実施する。
- (2)介護保険利用者にあつては、訪問看護指示書の他、居宅介護支援事業所若しくは地域包括支援センターの作成した居宅サービス計画書に沿って、看護師等が利用者を訪問してアセスメント及び利用者の意思に沿って訪問看護計画書を作成し、利用者に提供し訪問看護を実施する。
- (3)訪問看護計画書及び訪問看護報告書は保健師・看護師・理学療法士等が連携し一体的に含むものとして作成する。
- (4)利用者又は家族から事業所に直接連絡があつた場合は、主治医の指示書の交付を求めよう助言する。

(指定(介護予防)訪問看護の内容)

第8条 訪問看護の内容は、次のとおりとする。

- (1)心身の状態・病状・障害・日常生活の状態や療養環境のアセスメント
- (2)清拭、洗髪等による清潔の保持、食事及び排泄等日常生活の世話
- (3)認知症や精神障害者の看護
- (4)褥瘡の予防、処置
- (5)人生の最終段階における看護
- (6)服薬管理、カテーテル管理等の医療器具使用の管理
- (7)日常生活・社会生活の自立を図るリハビリテーション
- (8)家族への療養生活上の助言・相談及び介護方法の指導
- (9)入退院(所)時の共同指導等
- (10)その他医師の指示による医療処置

(緊急時における対応方法)

第9条 訪問看護実施中に、利用者の病状に急変等が生じた時は速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うものとする。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等適切な措置を講じるものとする。

2 前項について、しかるべき処置をした場合には、速やかに管理者及び主治医に報告することとする。

(利用料等)

第10条 本事業所は、基本利用料として医療保険関係法及び介護保険法に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとする。

また、利用者や家族に対し、費用の内容及び金額については別途定める料金表によって説明を行い、同意を得るものとする。

2 要介護・要支援の認定を受けていない方で、後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方は、1日につき基本利用料として、高齢者の医療の確保に関する法律 第78条第4項に規定する厚生労働大臣が定める額を徴収する。交通費は本条第7項に準ずるものとする。

3 要介護・要支援の認定を受けていない方で、老人医療受給者証をお持ちでない方(健康保険証をお持ちの方)は、健康保険法等で定める負担割合に基づく額を徴収する。交通費は別添利用料金表の通りとする。

4 1以外で主治医がその治療の必要につき省令で定める基準に適合していると認められた方には、利用料金は、健康保険法等で定める負担割合に基づく額を徴収する。交通費は別添利用料金表の通りとする。

5 利用者の申出による日常生活上必要とする物品等は実費を利用者が負担する。

6 利用料金は原則として、金融機関への振込とするが、利用者の希望により、訪問時毎、または、1ヶ月毎の集金も可能とする。

7 その他の利用料金は以下の通りとする。

(1)介護保険

①通常の事業の実施地域(第11条に定める地域)を越えて行う介護保険指定訪問看護に要した交通費は実費を徴収する。

②自動車・バイクを使用した場合の交通費は通常の実施地域を越えてから、片道1km以上につき20円を徴収する。

③訪問車両の駐車スペースが確保できない利用者宅に関しては、別途駐車料金を請求させていただく場合がある。

④訪問看護に連続して行われる死後の処置にともなう料金(処置材料込、税込20,000円)

⑤訪問看護の提供時間が1時間30分を超えた場合であって、長時間訪問看護加算を算定しない場合(介護保険利用者)の料金(30分毎、3,000円(非課税))

⑥キャンセル料については、訪問看護利用日の前日17:30までは無料とし、訪問看護利用日の当日については2,000円(税込)をいただく。ただし、当日であっても、利用者様の容体の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は不要とする。

(2)医療保険

①第6条第1項(1)で定めた営業日外に利用者の選定に基づき訪問看護を行った場合の料金(医療保険利用者のみ、訪問毎1,500円(非課税))

②訪問看護の提供時間が1時間30分を超えた場合であって、長時間訪問看護加算を算定しない場合(医療保険利用者)の料金(30分毎、3,000円(非課税))

③訪問看護に連続して行われる死後の処置にともなう料金(20,000円)

④指定訪問看護を開始するにあたり、あらかじめ利用者や家族に対し、指定訪問看護の内容及び利用料について説明し、理解を得るものとする。

なお、①②③は、別添利用料金表の通りとする。

⑤交通費は、自動車・バイクを使用した場合、通常の実施地域(第11条に定める地域)を越えてから、片道1km以上につき20円を徴収する。

⑥キャンセル料については、訪問看護利用日の前日17:30までは無料とし、訪問看護利用日の当日については2,000円(税込)をいただく。ただし、当日であっても、利用者様の容体の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は不要とする。

8 料金については、あらかじめ利用者や家族に文章で説明し、利用料について理解を得て、支払に同意する旨の文章に署名をしてもらうこととする。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の実施地域は、藤沢市、茅ヶ崎市とする。

(虐待の防止のための措置)

第12条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1)虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、看護職員等に周知徹底を図る。

(2)虐待の防止のための指針を整備する。

(3)看護職員等に対し、虐待の防止のための研修を採用時及び年1回以上実施する。

(4)前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(衛生管理等)

第13条 看護師等は清潔の保持及び年1回の健康診断を行い健康状態の管理に努める。また、

事業所の設備及び備品等の衛生管理に努めるものとする。医療廃棄物については、事業所へ持ち込まず、利用者又はその家族が医療機関に持ち込む等して処理する。

2 感染症の発生・蔓延防止のための措置を講ずるものとする。

(1) 指針の整備

(2) 研修及び訓練の実施

(相談・苦情処理)

第14条 事業所は、利用者からの相談、苦情等に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、提供した訪問看護に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市町村の職員からの質問若しくは照会に応じる等市町村が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、指導又は助言に従って必要な改善を行うこととする。

3 事業所は、提供した訪問看護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、指導又は助言に従って必要な改善を行うこととする。

(事故処理)

第15条 事業所は、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には速やかに市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には速やかに損害賠償を行う。

(個人情報保護)

第16条 事業者は、利用者の個人情報について「医療・介護関係事業所における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び個人情報保護に関する法律を遵守し適切な措置を講ずる。

2 従業者は正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

3 事業所はサービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合はあらかじめ文書により同意を得ることとする。

(記録の整備)

第17条 事業所は訪問看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結から5年間保存する。

(1) 主治医の指示書

(2) 訪問看護計画書及び介護予防訪問看護計画書

(3) 訪問看護報告書及び介護予防訪問看護報告書

(4) 提供した具体的サービス内容等の記録

(5) 利用者に関する市町村への報告等の記録

(6) 苦情・相談等に関する記録

(7) 事故の状況及び事故に対する処置状況に関する記録

2 事業所は、従業員、設備、備品及び会計に関する記録を整備し、その終了の日から5年間保存する。

(その他運営に関する重要事項)

第18条 事業所は職員の資質向上のために以下の研修機会を設けるものとし、また業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内実施する。

(2) 継続研修 年2回以上実施する。

2 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は定着採用株式会社と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

第19条 事業所の職員に対して、暴言、暴力、嫌がらせ、誹謗中傷、セクシャルハラスメントなどのハラスメント行為が発生した場合、関係者で協議した結果、解決困難で健全な信頼関係を築く事が出来ないと判断した場合は、行政及び居宅介護支援事業所に相談の上、サービスの中止や契約を解除する場合がある。

第20条 事業所は、その事業の運営に当たっては、神奈川県暴力団排除条例に規定する暴力団を利することとならないようにする。

2 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定める。

附則

この規程は令和5年4月1日から施行する。

変更日 令和5年5月12日 第11条 通常の実施地域から寒川町削除